

「特別定額給付金」 に関する重要なお知らせ

- 「特別定額給付金」とは
⇒ 簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う国の施策になります。
 - 給付対象者
⇒ 令和2年4月27日に国見町の住民基本台帳に記録されている方になります。
 - 受給権者
⇒ 国見町の住民基本台帳に記録されている方の属する世帯の世帯主になります。
 - 給付金額
⇒ 給付対象者1人につき10万円になります。
 - 申請方法
⇒ 感染拡大防止の観点から、給付金の申請方法は、次の①又は②になります。
 - ① 郵送申請方式
 - ・ 5月7日から順次、受給権者（世帯主）宛てに申請書類を郵送
 - ・ 申請書、本人確認及び口座確認書類のコピーを返信用封筒で国見町に郵送
 - ② オンライン申請方式 ※マイナンバーカード所持者のみ限定
 - ・ 5月1日からマイナポータルで振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードする電子申請が利用可能になる予定
 - 給付開始日
⇒ 5月中旬から順次、受給権者（世帯主）の指定した通帳に給付金を振込みます。
⇒ 世帯構成者分をまとめて世帯主の通帳に振込みますので、世帯で分けての振込みは出来ません。
 - 給付金の申請期限
⇒ 申請期限は、3か月以内（令和2年8月上旬）になります。
- ◎ 上記内容につきましては、今後変更になることがあります。詳細は、5月上旬に郵送します申請書類でご確認ください。
- ◎ 特別定額給付金の実施につきましては、国及び国見町で令和2年度補正予算案の成立が前提になります。

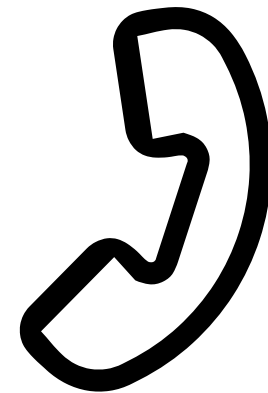
特別定額給付金に関して 「個人情報」「通帳、キャッシュカード暗証番号」の 詐取にご注意ください！

■市区町村や総務省などが、現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。

■市区町村や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。

■市区町村や総務省などが、住民の皆様の世帯構成や、銀行口座の番号などの個人情報を電話や郵便、メールでお問い合わせすることは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに市区町村や総務省などをかたった電話がかかってきたり、郵便、メールが届いたら、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。



配偶者からの暴力を理由に避難している方への支援

◎配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により令和2年4月27日以前に今お住まいの市区町村に住民票を移すことができない方は、所定の手続きをさせていただくと、以下の措置が受けられます。

- ① 世帯主でなくとも、同伴者の分を含めて、特別定額給付金の申請を行い、給付金を受け取ることができます。そのためには、今お住いの市区町村に申請が必要です。
- ② 手続きを行った方とその同伴者分の特別定額給付金は、世帯主（配偶者など）からの申請があっても支給されません。

【対象となる配偶者からの暴力を理由に避難している方の要件】
次の①～③のいずれかに該当する方

- ① 配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けていること
- ② 婦人相談所から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や、配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、市町村等）の確認書が発行されていること
- ③ 令和2年4月28日以降に住民票が今お住まいの市区町村に移され、住民基本台帳の閲覧制限等の「支援措置」の対象となっていること

該当する方は、国見町総務課 ☎585-2112 まで至急ご連絡ください。